**業務委託契約書**

●●（以下「委託者」という）と●●（以下「デザイナー」という）とは、委託者がデザイナーに対して業務を委託するに際して、以下の通り、業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条　業務の委託

委託者は、デザイナーに対し、●●に関する合計●個のデザイン案（以下「本デザイン案」という）の作成（以下「本業務」という）を委託し、デザイナーはこれを受託する。

第2条 納入

1. デザイナーは、委託者に対し、●年●月●日までに、委託者のメールアドレスである●宛に送信することにより、本デザイン案を引き渡すものとする。デザイナーは、本項に基づく本デザイン案の納入後、速やかに委託者に対して、納入完了の通知（以下「納入完了通知」という）を発するものとする。

2. 委託者は、納入完了通知の受領後3日以内（以下「確認期間」という）に、納入を受けた本デザイン案の確認を行い、その合否をデザイナーに通知するものとする。

3. 委託者は、前項に定める確認において、本デザイン案の全部または一部が不合格となった場合には、デザイナーに対し、合理的な理由を示して代替案の納入を求めることができる。デザイナーは、委託者から代替案の納入を求められた場合、正当な理由のない限り、これを拒絶してはならず、自己の負担によって代替案の作成を行い、再度委託者の確認に供するものとする。

4. 第1項から第3項までの規定は、前項の定めによる本デザイン案の全部または一部の再確認に準用するものとする。

第3条 みなし合格

委託者が、以下の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、当該行為の対象となる本デザイン案は合格したものとみなす。

（１） 本デザイン案の確認に必要な限度を超えて、本デザイン案を自己または第三者のために利用した場合

（2） 合理的な理由を示すことなく、不合格の通知を行った場合

（3） 確認期間内に確認の結果をデザイナーに通知しない場合

第4条 料金等

1. 委託者は、デザイナーに対し、本業務に対する報酬として、●万円（税別）を支払う。

2. デザイナーは、本デザイン案の全部が委託者の検査に合格した旨の通知を受領した日または委託者が第3条各号のいずれかに該当する行為を行ったことを認識した日から起算して●営業日以内に、委託者に対し、デザイナーの定める方法により、デザイナーの希望する支払方法を示して、前項に定める本業務に対する報酬の請求を行うものとする。

3. 委託者は、デザイナーに対し、前項に基づくデザイナーによる請求日から起算して●日以内に、本条第1項に定める本業務に対する報酬を、デザイナーが示した支払方法に従って支払うものとする。振込手数料その他の支払いに要する費用は委託者が負担するものとする。

4. 本条第2項および本条第3項の規定にかかわらず、委託者がデザイナーによる本デザイン案の全部または一部の納入を拒絶することにより、本デザイン案の全部または一部の確認が行われなかった場合、委託者は、納入を拒絶した日から起算して10日以内に、第1項に定める本業務に対する報酬を、デザイナーの別途指定する方法に従って支払うものとする。振込手数料その他の支払いに要する費用は委託者が負担するものとする。

5. デザイナーは、委託者に対し、本業務遂行上必要となる交通費その他の諸費用を、第1項に定める本業務に対する報酬とは別に請求することができる。本項に基づく諸費用の請求があった場合、委託者は、当該請求のなされた日の属する月の末日までに、デザイナーの別途指定する方法に従って当該諸費用を支払う。振込手数料その他の支払いに要する費用は委託者が負担するものとする。

6. 委託者は、本条に基づく金銭の支払義務の履行を怠った場合には、デザイナーに対し、年6％の割合による遅延損害金（1年を365日とする日割計算によって算出する）を支払わなければならない。

第5条 再委託

デザイナーは、委託者の事前の承諾を得た場合、本業務の全部または一部を、第三者に再委託することができるものとする。

第6条 情報の提供等

1. 委託者は、デザイナーの要請があった場合、デザイナーに対し、本業務を遂行する上で合理的に必要となる情報を提供しなければならない。

2. 委託者は、デザイナーの要請があった場合、デザイナーに対し、本業務を遂行する上で合理的に必要となる限度で、委託者の設備等のデザイナーによる使用を無償で許諾するものとする。

3. デザイナーは、委託者が本条に定める義務を怠った場合、これにより生じた一切の損害について、責任を負わないものとする。

第7条 危険負担

デザイナーによる納入完了通知の受領後に、本デザイン案の全部または一部について、その価値を減少させるような事態（本デザイン案の全部または一部と類似するデザイン案が世に広く知られるようになった場合を含むが、これに限られない。）が生じた場合、委託者は、当該価値の減少を理由として、報酬の減額の請求、損害賠償の請求その他の請求、契約の解除および報酬支払の拒絶をすることはできない。

第8条 契約不適合責任

1. 委託者は、本デザイン案が本契約に定める委託者の確認作業に合格した後2か月以内に、当該確認の際には発見することができないような不適合を発見した場合、デザイナーに対し、代替案の作成を求めることができるものとする。但し、当該不適合が委託者の責に帰すべき事由によって生じたものである場合はこの限りではない。

2. デザイナーは、前項に基づく代替案作成の請求を受けた場合、自己の責任および費用により、速やかに代替案の作成を行うものとする。

3. 民法563条の定めにかかわらず、委託者は、デザイナーに対し、本業務に対する報酬の減額請求を行うことはできないものとする。但し、デザイナーは、本条第2項に定める代替案の作成に代えて、本業務に対する報酬の減額を提案できるものとする。

4. 本条は、本デザイン案の不適合に関する全ての責任を規定したものであり、デザイナーは本条に定めるほか、本デザイン案の不適合に関して一切の責任を負わないものとする。

5. 本条における本デザイン案の「不適合」とは、本デザイン案がその種類、品質または数量に関して、本契約の内容に適合しないことを意味する。

第9条 権利帰属等

1. 本デザイン案にかかる著作権その他の知的財産権（著作権法第27条および第28条に定める権利ならびに著作権その他の知的財産権を受ける権利を含む。以下同じ。）は、本デザイン案の全部にかかる報酬の全額の支払が完了した時点で、委託者に移転するものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、デザイナーまたは第三者が従前から保有していた知的財産権および汎用的な利用が可能な知的財産権は、デザイナーに留保されるものとする。但し、委託者は、本項に基づきデザイナーに留保された知的財産権の有無にかかわらず、本デザイン案を自由に利用できるものとする。

3. デザイナーは、委託者に対し、デザイナーの知る限りにおいて、本デザイン案が第三者の知的財産権を侵害していないことを表明し、保証する。

4. デザイナーは、自己の業績をアピールする目的で、当該目的達成に必要な範囲で、本業務を遂行している事実および遂行した事実ならびに委託者の商号、ロゴおよび商標を無償で自由に利用できるものとする。

第10条 損害賠償

1. 委託者およびデザイナーは、本契約の履行に関連して損害を被った場合、本契約に別段の定めのない限り、相手方に対し、当該損害の賠償を求めることができる。但し、間接的な損害および特別損害については、この限りでない。

2. 前項に基づくデザイナーの賠償の累計総額は、デザイナーに故意または重大な過失がある場合を除き、請求原因の如何を問わず、金●円を上限とする。

第11条 不可抗力

天災、戦争、疫病、政府当局による介入その他の当事者双方の責めに帰することのできない事由が生じた場合、当事者は、当該事由に起因する本契約上の義務（弁済期にある金銭債務は除く）の不履行について、当然に免責されるものとする。

第12条 有効期間

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とする。但し、期間満了の1か月前までに、いずれの当事者からも本契約を終了または変更する旨の意思表示がなされない場合には、本契約は同一の条件で1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

第13条 秘密保持義務

1. 委託者およびデザイナーは、本契約に関連して相手方から開示された情報のうち、開示の際に秘密情報である旨の指定（口頭による指定を除く）を受けた情報（以下「秘密情報」という）について、本契約の遂行のためにのみ利用するものとし、第三者に開示してはならないものとする。

2. 前項の規定は、以下のいずれかに該当する情報については、適用しない。

（1） 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

（2） 開示を受けた際、既に公知となっている情報

（3） 開示を受けた際、自己の責めによらずに公知となった情報

（4） 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

（5） 相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報

3. 本条第1項の規定にかかわらず、委託者およびデザイナーは、法律、裁判所または政府機関の命令等に基づき、相手方の秘密情報を開示できる。

第14条 解除

1. 委託者およびデザイナーは、相手方が以下の各号のいずれかに該当する場合において、相当な期間を定めて当該該当状況の解消を催告したにもかかわらず、当該該当状況が相当期間内に解消されないときは、相手方の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、本契約を解除することができる。

（1） 本契約に違反した場合

（2） 支払停止または支払不能となった場合

（3） 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合

（4） 公租公課の滞納処分を受けた場合

（5） 自ら振り出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合、または手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合

（6） 強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行または競売を受けた場合

（7） 監督官庁から営業停止、営業登録の取消その他これに類する処分を受けた場合

（8） 解散した場合（合併による場合を除く）、清算開始となった場合、または事業の全部（実質的に全部の場合を含む）を第三者に譲渡した場合

（9） 当事者間の信頼関係が著しく損なわれた場合

（10） 前各号に準ずる事由が発生した場合

2. 前項の定めにかかわらず、委託者およびデザイナーは、自己の責めに帰すべき事由によって相手方が前項各号に定める状況に該当することに至った場合には、本条の規定に従って本契約を解除することはできないものとする。

3. 委託者が、本条第1項に定める状況のいずれかに該当した場合、委託者のデザイナーに対する債務は当然に期限の利益を失うものとする。

4. 本条に基づく本契約の解除がなされた場合でも、デザイナーは、委託者に対し、解除時点において既に完了している業務に対応する報酬を委託者に請求することができる。また、デザイナーは理由の如何を問わず、受領済みの報酬全額について、委託者に返還する義務を負わないものとする。

5. 委託者は、本条に定める場合を除き、本契約の有効期間中、本契約を解除することはできないものとする。

第15条 反社会的勢力の排除

1. 委託者およびデザイナーは、相手方に対し、本契約締結時および将来において、自らおよびその親会社、子会社、関連会社の役職員（以下単に「役職員等」という）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業または団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他暴力、威力または詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団または個人（総称して以下「反社会的勢力」という）でないことを表明し、保証する。

2． 前項に定めるほか、委託者およびデザイナーは、本契約締結時および将来において、役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、保証する。

3. 委託者およびデザイナーは、相手方が本条の規定に違反した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

4. 本条に基づき本契約を解除した当事者は、当該解除により相手方に生じた損害の賠償責任を負わないものとする。

第16条 譲渡禁止

委託者およびデザイナーは、相手方の書面による事前の同意なくして、本契約に基づく権利または義務の全部または一部につき、第三者に対する譲渡、担保設定、その他の処分をしてはならない。

第17条 存続規定

第4条（但し未払金がある場合に限る）、第9条、第13条、第16条、本条、第18条その他当事者の責任について定めた規定は、本契約終了後も、引き続きその効力を有する。但し、第13条については、終了日から2年間に限る。

第18条 準拠法および合意管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本契約について生じた紛争については、デザイナーの住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本契約書2通を作成し、各当事者記名押印または署名の上、各自1通を保有する。

●年●月●日

委託者： ［住所］

 ［商号］

 代表取締役　●

デザイナー　： ［住所］

 ●